

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州工業大学リスクレベル別行動指針(令和3年1月14日から)

R3.1.13 危機事象対策本部会議決定

レベル	区分	本学の判断基準	研究活動	授業	事務体制	学生・学外関係者等の大学への立入	会議等(研修,説明会を含む)
5	嚴重警報	国から緊急事態宣言が出た場合 国から臨時休業が求められた場合	管理・運営のために、部局長など許可を受けた者以外の教育職員は全員在宅勤務	遠隔授業により実施される授業のみの開講とし、対面授業によるものは開講しない。	施設の維持管理,危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし,それ以外は全員在宅勤務。	【学生】 原則立入禁止 ただし,次の場合は,許可される。 1) 遠隔授業受講のため大学構内のインターネット環境を利用せざるを得ない学生 2) 就職活動においてやむを得ない学生 3) 研究活動等のため指導教員を通じて部局長が許可した学生 なお,学生が研究活動等を実施する場合は事故が生じないように教職員が立ち会う等の対応が必要。 【学外関係者】 原則立入禁止。 ただし,次の場合は,許可される。 1) 部局長などが許可した学外関係者	会議等は延期・中止 大学機能を最低限維持するために必要な会議等については,Web 会議又はメール等による書面審議により実施。
4	警報	国から緊急事態宣言が出た場合 国・県や市から不要不急の移動・外出の自粛要請が出た場合	教育職員は在宅勤務を原則とし,グループウェアのスケジュールに記載。(「出勤/在宅勤務」。部局長の承認は不要。)	原則として,遠隔授業により実施される授業のみの開講とし,対面授業は,感染拡大防止に最大限の配慮をした場合のみ実施	大学機能維持のため,ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし,それ以外は在宅勤務	【学生】 不要不急の立入を自粛するよう要請 ただし,教育・研究・就職活動のためやむを得ない学生は,指導教員の指示に従って入構することができる。 【学外関係者】 原則立入禁止(受験者,生協等への来客者,本学関係業者等は除く。)	原則として,Web 会議又はメール等による書面審議により実施。
3	嚴重警戒	国・県・市・周辺地域において感染が拡大していると判断される場合(医療機関以外(特に他大学)でのクラスター発生,感染経路不明の新規感染者の断続的増加等)	教育職員は出勤を原則とし,在宅勤務については月末に事後報告。キャンパス内での研究活動は可能だが,感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ,教員・研究員等の研究スタッフは現場での滞在時間を極力減らす。	原則として,遠隔授業により実施される授業のみの開講とし,対面授業は,感染拡大防止に最大限の配慮をした場合のみ実施	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務。(在宅勤務も可能)	本学関係者以外について不要不急の立入を自粛するよう要請	原則として,Web 会議又はメール等による書面審議により実施。
2	警戒	国・県・市・周辺地域において感染が収束傾向にあるものの,なお,持続していると判断される場合(新規感染者の散発的発生等)	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を継続して行うことができる。(在宅勤務も可能)	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面授業可能とする	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務。(在宅勤務も可能)	施設の一部を閉鎖するなど,感染拡大防止に努める。 施設の学外利用を一部制限する場合がある。	感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。 Web 会議やメール等による書面審議を推奨。
1	注意維持	国・県・市・周辺地域において新規感染者の発生が,直近2週間は認められないと判断される場合	感染拡大防止に配慮をした上で研究活動を継続して行うことができる。(在宅勤務も可能)	感染拡大防止に配慮をした上で授業を行う。	感染拡大防止に配慮をしつつ通常どおりの勤務。(在宅勤務も可能)	感染拡大防止に配慮をしつつ通常どおり。	感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。

※ 本指針は今後の状況に応じて,随時見直しを行うことがある。

※ この行動指針は,全学共通を原則とするが,感染状況に応じて部局ごとに判断することもある。

課外活動における新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州工業大学リスクレベル別具体的対策

レベル	区分	本学の判断基準	課外活動における具体的対策
5	嚴重警報	国から緊急事態宣言が出た場合 国から臨時休業が求められた場合	① 緊急事態宣言が解除されるまでの間は、課外活動(オンライン活動は除く)は <u>全面禁止</u> とする ② 解除後の活動再開においては、改めて活動再開計画書の提出を要することがある
4	警報	国から緊急事態宣言が出た場合 国・県や市から不要不急の移動・外出の自粛要請が出た場合	① 不要不急の移動・外出の自粛要請が解除されるまでの間は、課外活動(オンライン活動は除く)は <u>全面禁止</u> とする
3	嚴重警戒	国・県・市・周辺地域において感染が拡大していると判断される場合(医療機関以外(特に他大学)でのクラスター発生、感染経路不明の新規感染者の断続的増加等)	① メンバー個人の基本的感染対策の実践(マスク着用、手洗い・手指消毒等) ② 活動当日におけるメンバーの体温・体調確認 ③ 接近を伴う活動(1m以内)の <u>自粛</u> ④ ミーティング(オンライン会議・屋外は除く)は <u>原則禁止</u> とする ⑤ 課外活動団体全体を通して合宿・遠征・対外試合・公演・ライブ等は <u>原則禁止</u> とする
2	警戒	国・県・市・周辺地域において感染が収束傾向にあるものの、なお、持続していると判断される場合(新規感染者の散発的発生等)	① メンバー個人の基本的感染対策の実践(マスク着用、手洗い・手指消毒等) ② 活動当日におけるメンバーの体温・体調確認 ③ 接近を伴う活動(1m以内)への <u>注意</u> ④ ミーティングでの <u>3密(密集・密閉・密接)回避</u> ⑤ 合宿・遠征・対外試合・公演・ライブ等は、慎重な個別確認(学生係・学校医)による <u>許可制(部局長決済)</u> とする
1	注意維持	国・県・市・周辺地域において新規感染者の発生が、直近2週間は認められないと判断される場合	① メンバー個人の基本的感染対策の実践(マスク着用、手洗い・手指消毒等) ② 活動当日におけるメンバーの体温・体調確認 ③ 活動における社会的距離確保の <u>努力</u> ④ ミーティングでの <u>3密(密集・密閉・密接)回避</u> ⑤ 合宿・遠征・対外試合・公演・ライブ等は、 <u>届出制</u> とする(原則として個別確認は要しない)